

がれき・土壌を国が処理

放射性汚染対策 民主が議員立法へ

民主党は先月28日、東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質による汚染の対策に関する特別措置法案（議員立法）をまと

めた。それによると、国が放射性物質に汚染された廃棄物（飛灰、上水水道汚泥などを含む）の処理や土壌など（草木、建築物などを含む）の汚染除去などの措置、処分場の設置などのために必要な措置を講ずる一方、要した費用について国と地方自治体は原子力事業者に対し、賠償や償還を求めることができるとしている。民主党は自民・公明両党と共同提案の方向で調整中で、今国会での成立を目指している。

（関連記事2面）

同法案では、目的として、放射性物質による環境負荷の低減に関し、国、地方自治体、原子力事業者などが講ずべき措置などについて定めることにより、汚染による影響を速やかに低減することとしている。

また、そのための制度として、環境相は基本方針の策定や、廃棄物の処理および土壌などの汚染除去の措置などに関する基準を設定するほか、国は汚染の統一的な監視および測定を速やかに整備・実施するとしている。

さらに、検討条項として、放射性物質に関する環境法制の見直しや、事故の発生した原子力発電所における原子炉等についての必要な措置を規定している。

民主党では、放射性廃棄物処理の法制化準備のため、原発事故影響対策プロジェクトチーム（座長・荒井聰衆議院議員）の下に、環境部門会議座長の田島一成衆議院議員を長とするワーキングチームを設置し、田島議員が同PTの副座長も兼務しながら検討を進めている。一方、自民党でも放射性物質法規定見直しプロジェクトチーム（座長・鴨下一郎元環境相）や環境部会（部会長・田中和徳衆議院議員）が、原発事故による放射性汚染への対処促進法案を検討しており、与野党間の調整の行方が注目される。